



阿南北部第2高齢者お世話センターだより

風薫る5月がやってきました。吹き抜ける風が心地よいですね。

高齢者お世話センターでは、高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供されるよう取り組んでまいります。

平成 30 年 5 月 2 日 発行	No.2
阿南北部第 2 高齢者お世話センター (地域包括支援センター) 阿南市委託事業	
阿南市羽ノ浦町中庄大知洲 8-1	
ケアハウス健祥会アングルシア内	
電話	0884-44-6836
ファクシミリ	0884-21-8577
担当者：管理者・介護支援専門員	仁木 康統
社会福祉士	川島 颯記
看護師	鶴羽 恵
介護支援専門員	朝田久美子
〃	島村 真紀

4月3日(火) 塚原集会所で「いきいき百歳体操」が始まりました！



グループ名は「なでしこ」

毎週火曜日の 13 時 30 分から「いきいき百歳体操」をすることになりました。初回は、岩城クリニック理学療法士の近藤学先生の指導を受けました。また、「いきいき百歳体操 認知症予防版」も行いました！

皆さん最後にはワイワイと楽しみながら体操されていました。

4月24日(火) 野神むらさき会

新年度になって第1回目の野神むらさき会、雨にもかかわらず23名の方が来てくださり、良いスタートとなりました。

「いきいき百歳体操」の後、ビンゴゲームをしました。景品には色とりどりの花が用意されており、ビンゴになった方から順に好きな花を選びました。皆さん、次に読み上げられる数字にドキドキしながら、ゲームを楽しめました！



4月26日(木)に羽ノ浦公民館那東分館

「あななんサロン」が始まりました！

グループ名は「もみじ会」

毎月、第4木曜日の10時から開催することになりました！今回は、春ちらしやお刺身、煮物、赤だし汁、自家製ジャムの寒天などを作りました。みんなで楽しく料理をして、みんなで一緒に食べる食事は格別ですね。



～阿南市の新しい事業のご案内～

阿南市見守りキーホルダー交付事業について

高齢者等の安全確保とご家族への支援を目的として阿南市見守りキーホルダー交付事業が始まりました。

認知症の方が道に迷い、自宅に帰れなくなった際発見者が「見守りキーホルダー」に記載されている連絡先に電話し、登録番号を伝えることで身元が判明し、ご家族等に連絡することができるシステムです。

ご利用にあたっては、介護ながいき課への申請が必要です。受付後に登録番号が記載されたキーホルダーが無償で配布されます。(1人3個まで)



阿南市徘徊高齢者SOSネットワーク事業について

阿南市では高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も増加傾向にあることから、行方不明通報の件数も増加しています。認知症高齢者が行方不明となった場合、初期の捜査が大切であり、時間が経過するとともに捜索活動が困難となっていきます。

この事業は、事前登録制度となります。徘徊のおそれがある認知症の方について事前に介護ながいき課に登録していただき、あらかじめ関係機関で情報を共有することにより、行方不明が発生したときの早期発見・保護を図ります。



申請・登録方法など、詳しくは高齢者お世話センターまでご連絡ください。

阿南北部第2高齢者お世話センター ☎ 44-6836

～成年後見制度とは～

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分な人の預貯金の管理や、日常生活での様々な契約を支援していく制度です。

例えば、こんなお悩みはありませんか？

- ・最近物忘れがひどくなってきたので、財産の管理などに自信がなく不安である。
- ・認知症で一人暮らしの母が訪問販売や悪徳商法にだまされないか心配である。
- ・今は元気だが、将来、病気や認知症になったときのことが不安である。
- ・脳梗塞で倒れた父の代わりに、経営しているマンションを管理したい。
- ・認知症で施設に入所した父の財産を、処分して入所の費用にあてたい。
- ・自分たち親がいなくなったあと、知的障がいのある子どもの将来が心配である。

成年後見制度は大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

「法定後見制度」は、現在判断能力が不十分な人の財産管理（※1）や、身上監護（※2）に関する契約などについて支援してもらう制度です。「任意後見制度」は、現在は判断能力がある人が、将来判断能力が衰えたときに備えて誰にどのように支援してもらうかを決めておく制度です。

※1 財産管理

本人の預貯金の管理、不動産の処分、遺産分割など財産に関する契約などについての助言や支援。

※2 身上監護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続きや費用の支払い（療養看護）など、日常生活に関わってくる契約などの支援。

成年後見制度の利用に関することなど、「高齢者お世話センター」へ気軽にご相談ください。

成年後見制度の住民向け講演会を次により開催します。

「成年後見制度について」

～すべての人が安心して暮らし続けるために～

日 時：平成30年5月30日（水） 13：30～14：30

※受付は13：00から行います。

会 場：富岡公民館（阿南氏富岡町西池田135-1）

対 象：阿南市在住の地域住民

お申込み・お問い合わせ

阿南北部第2高齢者お世話センターにご連絡ください。



花



1. 春のうららの 隅田川

のぼりくだりの 船人が

權のしずくも 花と散る

眺めを何に たとうべき



2. 見ずやあけぼの 露あびて

われにももの言う 桜木を

見ずや夕ぐれ 手をのべて

われさしまねく 青柳を

3. 錦おりなす 長堤に

暮れるばのぼる おぼろ月

げに一刻も 千金の

ながめを何に たとうべき

